平成２４年（フ）第１４４５号
札幌市西区西野１条６丁目５番６号　第２花島荘２階
債務者　谷藤めぐみ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５７号
北海道石狩市花川南２条３丁目96番地　クロワールマンション２号
債務者　由井　美子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８１号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―211号
債務者　石川諭子こと　石川裟朋子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４５号
札幌市白石区平和通２丁目南６番26―1105号
債務者　畑山　春子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６６号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目６番２―405号
債務者　望月ひな子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
北海道留萌市花園町４丁目７番２号
債務者　西田　京子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道天塩郡天塩町新地通11丁目8066番地の１　北新団地３号棟10号
債務者　山崎　正美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第１７１号
群馬県伊勢崎市三室町5981番地１　レオパレスミヤ213
債務者　石下　雅人
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８３号
群馬県前橋市上小出町３丁目１番地３　サニーヒル３―Ｄ号
債務者　狩野　健一
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８４号
群馬県伊勢崎市昭和町1748番地１
債務者　下田　菊絵（旧姓深澤）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９４号
群馬県前橋市南橘町８番地　南橘町第三団地Ｏ棟402号室、住民票上の住所大阪府茨木市豊川１丁目26番９号
債務者　辻　　正樹
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６７号
群馬県高崎市下里見町857番地
債務者　中島　則雄
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６８号
群馬県高崎市下里見町857番地
債務者　中島美佐江
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７１号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1250番地３
債務者　伊與久智恵美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８１号
千葉県山武郡大網白里町永田188番地１　ヴェルドミール１番館103号
債務者　早川　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
千葉県山武市湯坂１番地50
債務者　三宅　慎吾
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５０号
神奈川県平塚市東真土２丁目４番34号　イーストヒルズ201
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６１号
神奈川県平塚市横内3756番地　ソシア101号
債務者　向口　祐子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部